

文 教 委 員 会 資 料

令和 7 年第 3 回定例会提出予定議案の説明

議案第 1 4 2 号 川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、
川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生
分館の指定管理者の指定について

参考資料 議案第 1 4 2 号参考資料

令和 7 年 8 月 2 7 日
教 育 委 員 会 事 務 局

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市麻生市民館、川崎市立麻生図書館
(2) 所在地	川崎市麻生区万福寺 1 丁目 5 番 2 号
(3) 設置条例	川崎市市民館条例、川崎市立図書館条例
(4) 設置目的	(川崎市麻生市民館) 市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上を図ることを目的とする。 (川崎市立麻生図書館) 図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 1 条を達成することを目的とする。
(5) 施設の事業内容	(川崎市麻生市民館) ア 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。 イ 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。 ウ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 エ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 オ 文化活動の奨励を行うこと。 カ 視聴覚器材器具の貸出しを行うこと。 キ 社会教育関係団体の育成を図ること。 ク 施設及び設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。 (川崎市立麻生図書館) ア 図書、記録、郷土資料、地方行政資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、分類し、配列し、及びその目録を整備すること。 イ 図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応ずること。 ウ 学校図書館、他の地方公共団体の公立図書館等と緊密に連絡し、及び協力し、並びに他の地方公共団体の公立図書館等と図書館資料の相互貸借を行うこと。 エ 閲覧所、配本所及び自動車文庫を運営すること。 オ 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会、講演会等を主催し、及びそれらの開催を奨励すること。 カ 図書館奉仕のための資料を刊行し、及び配布すること。
(6) 現在の管理者	直営
(7) 現在の管理運営費	3 1 4 , 6 2 3 千円（川崎市麻生市民館岡上分館及び川崎市立麻生図書館柿生分館分を含む。）

(1) 名称	川崎市麻生市民館岡上分館
(2) 所在地	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号
(3) 設置条例	川崎市市民館条例
(4) 設置目的	市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上を図ることを目的とする。
(5) 施設の事業内容	ア 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。 イ 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。 ウ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 エ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 オ 文化活動の奨励を行うこと。 カ 視聴覚器材器具の貸出しを行うこと。 キ 社会教育関係団体の育成を図ること。 ク 施設及び設備を市民の集会その他の公共の利用に供すること。
(6) 現在の管理者	直営
(7) 現在の管理運営費	314,623千円（川崎市麻生市民館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館分を含む。）

(1) 名称	川崎市立麻生図書館柿生分館
(2) 所在地	川崎市麻生区片平3丁目3番1号
(3) 設置条例	川崎市立図書館条例
(4) 設置目的	図書館法（昭和25年法律第118号）第1条を達成することを目的とする。
(5) 施設の事業内容	ア 図書、記録、郷土資料、地方行政資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、分類し、配列し、及びその目録を整備すること。 イ 図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応ずること。 ウ 学校図書館、他の地方公共団体の公立図書館等と緊密に連絡し、及び協力し、並びに他の地方公共団体の公立図書館等と図書館資料の相互貸借を行うこと。 エ 閲覧所、配本所及び自動車文庫を運営すること。 オ 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会、講演会等を主催し、及びそれらの開催を奨励すること。 カ 図書館奉仕のための資料を刊行し、及び配布すること。
(6) 現在の管理者	直営
(7) 現在の管理運営費	314,623千円（川崎市麻生市民館、川崎市立麻生図書館及び川崎市麻生市民館岡上分館分を含む。）

2 指定管理者となる団体の概要

(1) 名称	あさお・未来共創パートナーズ
(2) 住所	東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階
(3) 代表者名	代表 淡野 文孝

代表者

(1) 名称	アクティオ株式会社
(2) 住所	東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階
(3) 代表者名	代表取締役 淡野 文孝
(4) 設立	昭和62年2月27日
(5) 資本の額	9,900万円
(6) 従業員数	2,636人
(7) 目的	ア 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託 イ 美術館・博物館等文化施設、公共施設、社会福祉施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務 ウ 商業施設、レジャー施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務 エ 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議、行催事、イベント等の調査、企画立案、実施運営、事務局に関する業務 オ 都市計画、都市再開発、緑化工事の設計監理の受託業務 ほか
(8) 事業実績	ア 川崎市高津市民館指定管理者 イ 川崎市高津市民館橘分館指定管理者 ウ 川崎市立高津図書館橘分館指定管理者 エ 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設指定管理者 オ 横浜市白幡地区センター指定管理者 ほか
(9) 決算 (令和6年度)	総収入 10,708,533千円 総支出 10,271,044千円 当期損益 437,509千円 累積損益 668,012千円

構成員

(1) 名称	公益財団法人川崎市生涯学習財団
(2) 住所	川崎市中原区今井南町28番41号
(3) 代表者名	理事長 石井 宏之
(4) 設立	平成24年4月1日（旧財団の設立年月日平成2年5月22日）
(5) 基本財産	2億円
(6) 職員数	34人
(7) 目的	川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与することを目的とする。
(8) 事業実績	ア 川崎市高津市民館指定管理者 イ 川崎市高津市民館橘分館指定管理者 ウ 川崎市立高津図書館橘分館指定管理者 エ 川崎市大山街道ふるさと館指定管理者 オ 川崎市子ども夢パーク指定管理者 ほか
(9) 決算 (令和5年度)	総収入 318,557千円 総支出 314,931千円 当期損益 3,626千円 累積損益 94,490千円

構成員

(1) 名称	株式会社サイオー
(2) 住所	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目12番4号
(3) 代表者名	代表取締役 橋本 一憲
(4) 設立	昭和45年3月17日
(5) 資本の額	4,000万円
(6) 従業員数	860人
(7) 目的	ア 建築物環境衛生総合管理業務 イ マンション管理業務 ウ 広域ビル群管理業務 エ 電気工事業 オ 建設業 ほか
(8) 事業実績	ア 川崎市高津市民館指定管理者 イ 川崎市高津市民館橘分館指定管理者 ウ 川崎市立高津図書館橘分館指定管理者 エ 埼玉県立武道館指定管理者 オ さいたま市大宮武道館指定管理者 ほか
(9) 決算 (令和6年度)	総収入 4,752,649千円 総支出 4,460,289千円 当期損益 222,686千円 累積損益 1,542,270千円

構成員

(1) 名称	株式会社図書館流通センター
(2) 住所	東京都文京区大塚三丁目1番1号
(3) 代表者名	代表取締役 谷一 文子
(4) 設立	昭和54年12月20日
(5) 資本の額	2億6,605万円
(6) 従業員数	10,114人
(7) 目的	ア 書籍及び雑誌の販売 イ 書籍の情報収集及び情報検索・受発注用機械可読データの作成及び販売 ウ ビデオ、CD、DVD等の視聴覚資料の販売 エ 書籍の分類・整理並びに加工 オ 一般労働者派遣事業 ほか
(8) 事業実績	ア 川崎市高津市民館指定管理者 イ 川崎市高津市民館橘分館指定管理者 ウ 川崎市立高津図書館橘分館指定管理者 エ 大和市立中央林間図書館指定管理者 オ 世田谷区立経堂図書館指定管理者 ほか
(9) 決算 (令和6年度)	総収入 56,005,778千円 総支出 54,567,119千円 当期損益 1,438,659千円 累積損益 32,266,392千円

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項 目	事 業 内 容
社会教育振興事業	これまで積み上げてきた地域を作る学びや活動、文化を継承し、市民と一緒に充実・発展
	麻生市民館岡上分館における子育て支援啓発事業「子育てひろば」事業の新規実施
	麻生市民館及び麻生市民館岡上分館にそれぞれ社会教育主事任用資格者1名を配置
図書館読書支援	読書のきっかけを生む「司書のミニ本棚」等各種企画展示の実施
	乳幼児、小学生、中高生と世代別の読書サービスの実施
	50%以上の図書館司書資格保有者を配置
自主事業	「まちに飛び出す図書館」として、区民まつり等のイベントに「ラッピングトラック」を運行
	ひとつテーマを設定し、施設全体を複合的に活用し事業展開する「まるごとシリーズ」（例「まるごとバリアフリー」等）を実施
広報活動	ひと目で施設の広報であると伝わるデザインを意識した一貫性・統一性のある広報
	独自の施設ホームページ（PC版、スマートフォン版）、SNS（Instagram、LINE）、施設パンフレット等の作成
施設運営	麻生図書館の開館時間の延長 月～金曜日 午前9時30分から午後7時まで ⇒ 午前9時30分から午後9時まで

6 収支計画

（単位：千円）

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む）					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計
収 入	381,884	381,210	390,282	398,982	409,092	1,961,450
指定管理料	353,233	351,958	360,523	368,934	378,751	1,813,399
利用料金	28,400	28,684	29,191	29,480	29,773	145,528
その他の収入	251	568	568	568	568	2,523
支 出	381,884	381,210	390,282	398,982	409,092	1,961,450

別紙

川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館
の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

現地見学会・説明会参加	川崎市麻生市民館及び川崎市立麻生図書館	22 団体
	川崎市麻生市民館岡上分館	19 団体
	川崎市立麻生図書館柿生分館	17 団体

応募団体：2 団体

応募団体名	代 表 者	構 成 員
あさお・未来共創パートナーズ	アクティオ株式会社	公益財団法人川崎市生涯学習財団
		株式会社サイオー
		株式会社図書館流通センター
あさおのわ	株式会社 J T B コミュニケーションデザイン	株式会社小学館集英社プロダクション
		野村不動産パートナーズ株式会社
		株式会社ヴィアックス
		株式会社有隣堂

2 教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会委員

荻野 亮吾	日本女子大学人間社会学部准教授
齋藤 博	東洋大学福祉社会デザイン学部准教授
柴田 彩千子	東京学芸大学総合教育科学系教授
志村 恵美子	公認会計士、税理士
野口 武悟	専修大学文学部教授

3 選定理由

仕様書に定める管理の基準を満たし、指定管理業務を適切に実施する提案がなされ、収支計画や人員配置・勤務体制等が妥当と判断された。また、社会教育振興事業や読書支援事業に対する考え方や取組内容、地域への理解と連携による取組、市民館・図書館運営に関する考え方等について、優れた提案がなされたことを評価し、当該団体を選定した。

4 審査結果（※基準点450点以上）

選 定 基 準	配点	あさお・未来共創パートナーズ	あさおのわ
1 事業目的の達成とサービス向上への取組	375点	289点	286点
2 事業経営計画と管理経費縮減等への取組	200点	144点	133点
3 事業の安定性・継続性の確保への取組	75点	55点	52点
4 応募団体自身についての評価	50点	46点	34点
5 応募団体の取組	50点	42点	32点
合 計	750点	576点	537点

5 提案額

1,813,399千円（5年総額）